

社援発 0401 第 1 号
老発 0401 第 2 号
令和 5 年 4 月 1 日

都 道 府 県 知 事
政 令 市 ・ 中 核 市 長
地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長

} 殿

厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」の一部改正について

標記については、平成 29 年 9 月 29 日付社援発 0929 第 4 号・老発 0929 第 2 号「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」により通知したところであるが、今般、別紙のとおり改正することとしたので通知する。

別紙 「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について 新旧対照表

改 正 後	現 行
都 道 府 県 知 事 政 令 市 ・ 中 核 市 長 地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長 } 殿 社 援 発 0929 第 4 号 老 発 0929 第 2 号 平 成 29 年 9 月 29 日 〔一部改正〕 平 成 31 年 3 月 29 日 社 援 発 0329 第 28 号 老 発 0329 第 4 号 〔一部改正〕 令 和 2 年 12 月 18 日 社 援 発 1218 第 3 号 老 発 1218 第 1 号 〔一部改正〕 令 和 3 年 6 月 30 日 社 援 発 0630 第 3 号 老 発 0630 第 2 号 <u>〔一部改正〕</u> <u>令 和 5 年 4 月 1 日</u> <u>社 援 発 第 号</u> <u>老 発 第 号</u>	都 道 府 県 知 事 政 令 市 ・ 中 核 市 長 地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長 } 殿 社 援 発 0929 第 4 号 老 発 0929 第 2 号 平 成 29 年 9 月 29 日 〔一部改正〕 平 成 31 年 3 月 29 日 社 援 発 0329 第 28 号 老 発 0329 第 4 号 〔一部改正〕 令 和 2 年 12 月 18 日 社 援 発 1218 第 3 号 老 発 1218 第 1 号 〔一部改正〕 令 和 3 年 6 月 30 日 社 援 発 0630 第 3 号 老 発 0630 第 2 号

厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について

本日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 29 年法務省・厚生労働省令第 5 号）が公布され、本年 11 月 1 日から、技能実習制度の対象職種に介護職種が追加される。

また、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 29 年法務省・厚生労働省令第 1 号）による改正後の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「規則」という。）においては、法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業にあつては、事業所管大臣が、技能実習計画の認定基準等について、告示でその職種及び作業に固有の要件を定めることができる制度となっているところ、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成 29 年厚生労働省告示第 320 号。以下「告示」という。）が別添のとおり本日付けで告示され、本年 11 月 1 日から適用することとされている。

ついては、介護職種における規則・告示の解釈、適用等については下記

厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について

本日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 29 年法務省・厚生労働省令第 5 号）が公布され、本年 11 月 1 日から、技能実習制度の対象職種に介護職種が追加される。

また、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 29 年法務省・厚生労働省令第 1 号）による改正後の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「規則」という。）においては、法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業にあつては、事業所管大臣が、技能実習計画の認定基準等について、告示でその職種及び作業に固有の要件を定めることができる制度となっているところ、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成 29 年厚生労働省告示第 320 号。以下「告示」という。）が別添のとおり本日付けで告示され、本年 11 月 1 日から適用することとされている。

ついては、介護職種における規則・告示の解釈、適用等については下記

のとおりであるので、ご了承ください。また、各自治体におかれては、貴管下市町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

記

第一 技能実習計画の認定の基準

一 技能実習の内容の基準

1 技能実習生について

(1) (略)

(2) 日本語能力要件（告示第1条第1号）

- ① 告示第1条第1号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。
- ・ 日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。）のN3、N2又はN1に合格している者
 - ・ 平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、3級、2級又は1級に合格している者
 - ・ J．T E S T 実用日本語検定（株式会社語文研究社が実施するJ．T E S T 実用日本語検定をいう。以下同じ。）のD-Eレベル試験において350点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者
 - ・ 平成31年3月31日までに実施されたJ．T E S T 実用日本語検定のE-Fレベル試験において350点以上取得している者又はA-Dレベル試験において400点以上取得している者

のとおりであるので、ご了承ください。また、各自治体におかれては、貴管下市町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

記

第一 技能実習計画の認定の基準

一 技能実習の内容の基準

1 技能実習生について

(1) (略)

(2) 日本語能力要件（告示第1条第1号）

- ① 告示第1条第1号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。
- ・ 日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。）のN3、N2又はN1に合格している者
 - ・ 平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、3級、2級又は1級に合格している者
 - ・ J．T E S T 実用日本語検定（株式会社語文研究社が実施するJ．T E S T 実用日本語検定をいう。以下同じ。）のD-Eレベル試験において350点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者
 - ・ 平成31年3月31日までに実施されたJ．T E S T 実用日本語検定のE-Fレベル試験において350点以上取得している者又はA-Dレベル試験において400点以上取得している者

- ・ 日本語NAT-TEST（株式会社専門教育出版が実施する日本語NAT-TESTをいう。以下同じ。）の4級、3級、2級又は1級に合格している者
- ・ 介護のための日本語テスト（内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。②において同じ。）に合格している者

・ 国際交流基金日本語基礎テスト（独立行政法人国際交流基金が実施する、国際交流基金日本語基礎テストをいう。）に合格している者

なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。

② 告示第1条第1号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 日本語能力試験のN2又はN1に合格している者
- ・ 平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、2級又は1級に合格している者
- ・ J.TEST実用日本語検定のD-Eレベル試験において500点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者
- ・ 平成31年3月31日までに実施されたJ.TEST実用日本語検定のA-Dレベル試験において400点以上取得している者
- ・ 日本語NAT-TESTの3級、2級又は1級に合格して

- ・ 日本語NAT-TEST（株式会社専門教育出版が実施する日本語NAT-TESTをいう。以下同じ。）の4級、3級、2級又は1級に合格している者
- ・ 介護のための日本語テスト（内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。②において同じ。）に合格している者

なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。

② 告示第1条第1号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 日本語能力試験のN2又はN1に合格している者
- ・ 平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、2級又は1級に合格している者
- ・ J.TEST実用日本語検定のD-Eレベル試験において500点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者
- ・ 平成31年3月31日までに実施されたJ.TEST実用日本語検定のA-Dレベル試験において400点以上取得している者
- ・ 日本語NAT-TESTの3級、2級又は1級に合格して

いる者 ・ 介護のための日本語テストに合格している者 なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。 2 (略) 二 (略) 第二 ～ 第四 (略) 別紙 1 (略) 別紙 2 (略)	いる者 ・ 介護のための日本語テストに合格している者 なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。 2 (略) 二 (略) 第二 ～ 第四 (略) 別紙 1 (略) 別紙 2 (略)
---	---